令和4年第3回半田市議会定例会 建設産業委員会委員長報告(新年度予算 等)

当建設産業委員会に付託された案件については、3月14日、17日は、午前9 時30分から、23日は午後4時から、いずれも委員会室において、委員全員出席のも と、慎重審査しましたので、その経過と結果をご報告申し上げます。

初めに、議案第13号中、当委員会に分割付託された案件については、補足説明を省略し、質疑に入り、主な質疑として、

歳入 14 款 2 項 1 目 戸籍住民基本台帳手数料について、手数料収入は、コンビニ交付件数の増加等により、前年度比 147 万 3 千円の減額とのことだが、市民課窓口業務委託料は、前年度予算額と同額である。窓口業務が減少した分、委託料を減額することはできないのか。とに対し、

窓口委託業務は、安定雇用及び、質の高い人材確保のため、複数年契約しており、 現在の契約は、令和 5 年 9 月末までです。次の契約では、窓口の稼働状況を考慮した 仕様書を作成し、委託料の減額につながるよう努めます。とのこと。

歳出 2 款 3 項 1 目 個人番号カード交付事業について、普及率が低い世代に対し、今後どのように普及啓発を行っていくのか。とに対し、

半田市では、20 歳未満の方と 75 歳以上の方の普及率が低いため、高齢者施設や 児童センターなど、ターゲットとする年齢層を絞った場所で出張申請窓口を開設し、効果 的な普及促進に努めます。とのこと。

4款1項3目 墓地管理事業について、受益者負担の考え方があるにも関わらず、 令和4年度も墓地の管理料を徴収しない理由は何か。とに対し、

使用者の確認などに時間がかかることや区画使用申し込み時に管理料相当額として 50 年分の金額を支払っていただいた方がいることから、不公平感が出ないような料金体 系を検討する必要があるためです。とのこと。 同款 2 項 2 目 ごみ減量対策事業について、市長選挙公約には、「市民の協力への 還元とし、一定の条件を設けたうえで、指定ごみ袋の無料配布をします。」とあったが、令 和 4 年度予算に反映されていない理由は何か。とに対し、

令和3年度のごみ量の実績を基準として、目標を設定し、令和4年度のごみ量が目標を下回った場合に、令和5年度以降に指定資源回収袋を全世帯に配布することを検討しています。とのこと。

5款1項3目 地産地消普及事業について、市民農園の年間使用料6千円を、令和4年度から1万円に増額する理由は何か。とに対し、

市民農園の維持管理は、利用者の使用料を財源とし、民間事業者に委託していますが、民間事業者の人件費等の高騰など、市民農園の維持管理費を精査したところ、1人当たり2万円程度必要であることが判明し、これまでの業務委託料では、維持管理が困難になってきました。そこで、受益者負担分として、半額に相当する1万円を徴収したいとするものです。とのこと。

自宅周辺で気軽に野菜等の栽培ができ、日常的に農業体験ができることは、半田市の魅力の一つであることをシティプロモーションする為にも、市民農園をさらに拡大すべきと考えるが、いかがか。とに対し、

<u>シティプロモーションの観点も踏まえて、慎重に判断していきたいと考えています。とのこと。</u>

同目、就農者支援事業について、新規就農促進小冊子を製作する目的は何か。とに 対し、

半田農業高校、安城農業高校、愛知県の農業大学校に職員が出向き、半田市での農業の取組み紹介に活用することで、新規就農者の獲得を目指すものです。とのこと。

新規就農を検討する方の相談を窓口で受けているとのことだが、認定新規就農者数が 毎年2名程度とのことである。これは、相談が新規就農に繋がりにくいという理解でよい か。とに対し、

相談が新規就農に繋がりにくいとは考えておりません。認定新規就農者とは、新規就農者のうち、国の補助金の対象者のみを指し、その他に、補助対象外の新規就農者もいます。令和2年度は、15名程度の相談があり、そのうち10名程度が就農に繋がっています。とのこと。

同項4目、畜産環境対策推進事業について、畜産環境対策推進事業補助金は、ふん尿の市外搬出費用等に対する補助制度とのことだが、市民農園のたい肥等に活用することにより、運搬費用自体を削減することはできないか。とに対し、

既に市内でのたい肥化は取組んでいますが、さらに活用を進めるため、他にたい肥化できる市内業者があれば、しっかりと調整し、市外搬出費用の削減をしたいと考えています。とのこと。

畜産環境対策推進事業補助金を活用しない牛舎は、どのようにふん尿の処理を行っているのか。とに対し、

自身でたい肥化処理を行ったり、たい肥化施設である半田市グリーンベース生産組合 に搬送するなどして処理しています、とのこと。

6款1項2目 企業立地・創業支援事業について、事業者支援のために、企業再 投資促進補助金2億5千万円を支出することにより、半田市にどのようなメリットがあるの か。とに対し、

固定資産税や法人市民税などの税収の増加です。令和12年には、累積で出資額 を上回る税収を見込んでいます。また、新たな雇用創出に伴う人口増及び市民税の収入 増も期待できます。とのこと。 同目 中心市街地活性化支援事業について、知多半田駅から半田運河周辺の流動 人口の令和4年度の目標値を、現状維持にとどめているのは何故か。とに対し、

現状の流動人口は、過去4年間の流動人口の平均値で算出しており、コロナ禍以前の状況も含んでいます。令和4年度も感染症の影響を受けることが予想されるため、過去4年間の流動人口の平均値までは、活気を取り戻したいと考え、目標値を設定したものです。とのこと。

知多半田駅前の活性化のためには、駅を利用しない方にも知多半田駅に足を運んで もらえるような取り組みが必要であると考えるが、具体的な方策はあるのか。とに対し、

にぎわいの創出につながる取組みとして、何が効果的なのかを検証するために、知多半田駅前のロータリーにある空きスペースを利用し、キッチンカーを設置するなど、実験的な取り組みを行っています。平日は、乗降客が足を止めてくれるような取り組み、休日は、乗降客以外の方にも足を運んでもらえるよう、知多半田駅周辺に行けば何かイベントがあるといった意識づけができればと考えています。とのこと。

同目 雇用対策事業について、市長の選挙公約には、市内の雇用を3千人増やすと あるが、公約実現に向けて、工業団地造成の他にどのような取り組みを行っているのか。と に対し、

雇用の創出については、工業団地造成と中億田地区の事業再生によって取り組んでいきたいと考えております。とのこと。

同項4目 半田運河活性化推進事業について、HOTORI イベントは、一部の市民が参加している事業のため、事業費は受益者負担にすべきと考えるが、受益者負担で実施している事業とのすみ分けをどのように考えているのか。とに対し、

HOTORI イベントは、コロナ禍以前の平成 30 年、平成元年には、年間約 6 千人の参加があり、特定の方が参加するイベントという認識はないため、公費で事業費負担を行うことは適切であると考えています。とのこと。

7款5項4目 公園管理事業中、LED公園照明灯機器借上料について、照明灯機器をリース契約により設置することは、市で購入し設置することと比較し、どのようなメリットがあるのか。とに対し、

照明灯の灯具を購入ではなく、リース契約により LED 化した場合、LED の耐用年数である 15 年で比較すると、約 7 千万円のコスト縮減を図ることができます。とのこと。

同項6目 緑化推進事業について、令和4年度予算では、緑地面積はどの程度増加する見込みなのか。とに対し、

令和 4 年度は、公園整備などの緑地面積が増える整備を予定していないため、増加は 見込んでおりません。とのこと。

緑の基本計画の見直しが、予算化されていないのは何故か。とに対し、

緑の基本計画については、今後、見直しが必要であると考えていますので、計画的に3 カ年実施計画に計上する中で、予算化に向けて取り組んでいきます。とのこと。

同目 あいち森と緑づくり事業について、針葉樹の植樹や、花壇の整備をすることは考えているのか。とに対し、

令和4年度には、(仮称) 南廻間池公園で植樹植栽工事を予定しており、その中で花壇の整備を実施します。また、あわせて樹木の植栽を行う予定であり、樹種については、針葉樹も含め地元と協議をして決定していきます。とのこと。

____ 同款 6 項 1 目 市営住宅用途廃止事業について、既存入居者の移転が令和 4 年度に完了しない理由は何か。とに対し、

既存入居者の中には、移転先を決定できない方や、移転に不安がある方がいるためです。個別に相談にのることで移転先の解決や不安などの解消に努め、一日でも早く全入 居者の移転が完了するよう、交渉を継続していきます。とのこと。 高齢者や外国人の入居者は、移転の手続きが複雑なため、支援が必要であると考えるが、支援体制は十分に準備されているのか。とに対し、

既存入居者には、それぞれの事情に応じた対応を心がけており、電話での相談なども含め、負担の軽減に努めております。また、福祉部局などとも連携することで必要な支援を行っていきます。とのことでした。

その後、討論を省略し、挙手により採決した結果、賛成多数をもって、原案のとおり可と 認めることに決定しました。

次に、議案第14号については、補足説明を省略し、質疑に入り、主な質疑として、

環状線の整備において、国道247号との交差点工事期間中、交通規制はどのようにおこなうのか。とに対し、

国道247号の交差点改良工事では、環状線を接続させるため交差点を約1.5 メートル嵩上げする必要があり、信号を一時撤去して工事を実施するため、その間南北に 通り抜けることが出来なくなります。規制の際には、市報やホームページで広くお知らせする とともに、周辺住民には案内ビラや回覧板等により周知します。とのこと。

その他、総括的な質疑として、

市営住宅の公営企業化を進めるという考えはないのか。とに対し、

市営住宅については、福祉施策としての観点もあるため、現時点で公営企業化する考えはありません。とのことでした。

その後、討論を省略し、採決した結果、委員全員をもって、原案のとおり可と認めることに決定しました。

次に、議案第15号については、補足説明を省略し、質疑に入り、主な質疑として、

JR武豊線高架下空間活用検討業務委託では、どのような検討を行うのか。とに対し、

高架下空間の賑わい創出と利便性向上のため、本年度は鉄道沿線住民や市民、商業者へアンケートなどの意向調査を行い、出店の可能性などの確認を行っています。令和4年度はそれらを基にマーケティング調査等を実施し、ゾーンニングや事業体制の検討を行い、整備計画を策定します。とのことでした。

その後、討論を省略し、挙手により採決した結果、賛成多数をもって、原案のとおり可と 認めることに決定しました。

次に、議案第22号については、補足説明を省略し、質疑に入り、主な質疑として、

水道事業の経営合理化のために、どのような取り組みを行うのか。とに対し、

スケールメリットを生かした経営ができるよう、愛知県や近隣市町と事務の共同化、施設の共同利用についての議論を進めていきます。とのことでした。

その後、討論を省略し、採決した結果、委員全員をもって、原案のとおり可と認めることに決定しました。

次に、議案第23号については、補足説明を省略し、質疑に入り、主な質疑として、

下水道使用料の値上げを、令和 5 年度に行うことで、令和 4 年度から市民への説明を進めていくとのことだが、コロナ禍の状況等を踏まえ、一般会計からの繰入金を継続することで値上げを先送りする考えはないのか。とに対し、

下水道事業の経営は、一般会計からの繰入金に依存するものではなく、本来、受益者負担で行うべき事業であるため、令和 5 年度から、値上げをしたいと考えています。とのこと。

マンホール蓋用デザインプレート製作設置業務委託料について、デザインプレートを設置

する目的は何か。とに対し、

小中学生をはじめとした多くの方に下水道について興味関心を持っていただくことが目的です。プレートのデザインには、令和3年度に小中学生を対象に行った、デザインコンテストの応募作品のうち、10作品を採用しています。コンテストには、1400人を超える多くの小中学生に参加していただいたため、下水道を知るきっかけづくりができたと考えています。とのこと。

作製したプレート 10 枚を、すべて知多半田駅周辺に設置するとのことだが、1 か所に 集約しては、多くの市民に興味関心を持ってもらうことができないと考えるが、いかがか。とに 対し、

名鉄知多半田駅は、市内外の多くの方が乗り降りし、たくさんの人の目に触れ注目され やすい場所であるため、一か所に集約するものですが、より関心を持っていただけるようプレートの活用方法を検討していきます。とのこと。

下水道接続率の悪い地域への接続率向上のため、どのような取り組みを行うのか。とに対し、

接続する見込のある世帯や大口使用の事業所などを中心に、複数回戸別訪問し接続勧奨を粘り強く行っていきます。とのことでした。

その後、討論を省略し、挙手により採決した結果、賛成多数をもって、原案のとおり可と 認めることに決定しました。

次に、議案第27号については、補足説明の後、質疑に入り、主な質疑として、

ごみステーションの設置や清掃の費用についての記載が、改正条例にあるのか。とに対し、

今回の改正条例には、記載はありません。とのことでした。

その後、討論を省略し、採決した結果、委員全員をもって、原案のとおり可と認めること

に決定しました。

次に、議案第33号については、補足説明の後、質疑に入り、主な質疑として、

道路占用料条例について、自動運転補助施設の道路占用料は、一定期間免除されるとのことだが、条例に免除に関する記載はないのか。とに対し、

自動運転補助施設の道路占用料については、別途、国から取り扱いについての通達が来ており、それに基づき免除を実施するものであり、条例の規定により免除するものではありません。とのことでした。

その後、討論を省略し、採決した結果、委員全員をもって、原案のとおり可と認めることに決定しました。

次に、議案第34号、議案第35号、及び議案第36号の3議案については、それ ぞれ補足説明の後、慎重審査し、討論を省略し、議案ごとに採決した結果、3議案と も、委員全員をもって、原案のとおり可と認めることに決定しました。

以上、ご報告申し上げます。